

令和3年第6回氷川町議会定例会会議録（第3号）

令和3年12月14日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程（第3日目）

- 日程第 1 各常任委員会の審査報告について
- 日程第 2 承認第 6号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第 3 議案第37号 氷川町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第38号 氷川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第39号 氷川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第40号 令和3年度氷川町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第 7 議案第41号 令和3年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 8 議案第42号 令和3年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 9 議案第43号 指定管理者の指定について
- 日程第10 発議第 5号 氷川町鳥獣駆除調査特別委員会の設置に関する決議
- 日程第11 選挙管理委員の選挙について
- 日程第12 選挙管理委員補充員の選挙について
- 日程第13 議員派遣の件
- 日程第14 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第15 産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第16 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員は次のとおりである。（12名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 飯 田 健 二 | 2番 西 尾 正 剛 |
| 3番 木 下 厚 | 4番 清 田 一 敏 |
| 5番 長 尾 憲二郎 | 6番 吉 川 義 雄 |

7番 上田俊孝
9番 上田健一
11番 片山裕治

8番 三浦賢治
10番 松田達之
12番 米村洋

4. 欠席議員はなし。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 平山早苗 書記 小田尊之

6. 説明のため出席した者の職氏名

町長	藤本一臣	副町長	平逸郎
教育長	太田篤洋	総務課長	濤岡美智代
企画財政課長	増永光幸	税務課長	岩本博美
町民課長	尾村幸俊	福祉課長	山本昭義
農業振興課長	増住豪二	農地課長	前崎誠
建設下水道課長	星田達也	地域振興課長	村上孝治
会計管理者	橋本智明	学校教育課長	西田美子
生涯学習課長	荒平健二	代表監査委員	島田博行

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（米村 洋君） 皆さんおはようございます。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第1 各常任委員会の審査報告について

○議長（米村 洋君） 日程第1、各常任委員会の審査報告についてを議題とします。

これから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、木下厚君。

○3番（木下 厚君） 総務文教常任委員会審査報告書。当委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果について、ご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、条例2件、予算1件であります。当委員会は、12月10日、役場2階大会議室で、関係課長より説明を求めながら審査を行いました。

議案37号、氷川町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、第25条の3第2項で総務大臣から内閣総理大臣に変更された理由は何かの質疑に対して、情報提供ネットワークシステムの設置・管理主体が、総務大臣から内閣総理大臣に変更されたもので、情報提供の記録を訂正した場合の通知先の変更です、と答弁がありました。

採決の結果、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第38号、氷川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例については、質疑及び意見はなく、採決の結果、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号、令和3年度氷川町一般会計補正予算（第6号）についての、歳出について、総務費、企画費のふるさと納税について、寄附額から返礼品等の委託経費を差し引いた純益はどれくらいかの質疑に対して、寄附額の4割が町の収入になります。基本的に3割が返戻品の限度額ですが、そのほか、送料やデータ管理料、その他諸経費が委託料に含まれますと答弁し、国の基準経費は5割以内となっているのではないかの質疑に対し、実収入以外の6割中1割は、データ管理や納税証明等の手数料となり、国が求める5割に含まれなくてもいいことになっていて、本町では国の基準内で事業を展開していますと答弁がありました。

次に、振興局費の電気料補正は、時間外勤務の増加に伴うものかの質疑に対し、当初予算は、前年の実績をもとに計上しましたが、昨年は緊急事態宣言の関係で図書館の閉館等があり、電気料が減少していて見積りが過少でした。職員の勤務時間

外の状況は昨年と変わりませんと答弁がありました。

次に、電子計算費のデータ標準レイアウト改版委託料はどのようなことをするのかの質疑に対し、情報連携に、療育手帳と介護保険が追加されるため、システムの改修を行うものと、答弁がありました。

次に、教育費、小学校費の修繕料はどこを修繕するのかの質疑に対し、当初各学校に均等に修繕料を配分していますが、竜北西部小で支柱の腐食対応等の支出により、今後の不足が見込まれるためですと答弁がありました。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決するべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上であります。各議員におかれましては、当委員会の決定にご賛同いただきますようお願い申し上げます。総務文教常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（米村 洋君） 次に、産業建設厚生常任委員長、西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） 産業建設厚生常任委員会の審査結果を報告いたします。

当委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果について、議論されました主なものを要約して、ご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、承認1件、条例1件、予算3件、その他1件であります。当委員会は12月10日に開きました。

審査を行う前に、議案第43号、指定管理者の指定については、この4年間、宮原浄化センター施設の施設設備の維持管理を行っている指定管理者が、引き続き2年間の維持管理を行う提案であるため、現在の維持管理状況を確認、把握する必要があると考え、現地浄化センター管理棟及び周辺施設で説明を受けました。

また、2年経過後は、宮原処理区の汚水全てが八代北部流域下水道へ流出されるために、その管路工事が令和元年度から始まっていますが、その施設工事の概要を尋ねたく、県南広域本部の工務課から2名の職員においでいただき、管路工事についての説明を受けました。管路工事の進捗状況が89パーセントとのことでした。その後、指定管理者担当者から施設設備及び維持管理、緊急時の職員の対応など、職員4名で行っている業務内容の説明を受けました。その結果は、議案第43号とし、帰庁後に承認、条例、予算を、関係課長から説明を求めながら審査を行いました。

承認第6号、専決処分の報告及び承認については、今年末までに支給される現金5万円の臨時特別給付金対象者の内訳と、クーポン券配布の場合の町での方針とその時期についての質疑に対し、対象者は、15歳までが1,301人、16歳から18歳までが309人、来年3月31日までの新生児の30人を見込み、合計1,640人とした。クーポン券配布は、子育て給付用のクーポン券を作成し、町内全域で応募した店舗で利用できるよう検討したい。今のところ、現金か、クーポン券か不透明であるため、どちらでも対応できるように体制を整えていくとの答弁があ

りました。

採決の結果、全員賛成で承認すべきものと決しました。

議案第39号、氷川町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、条例改正後の出産育児一時金の支給額は4,000円増額と思っていたところ、本会議でトータルの支給額は42万円、現状維持との説明があったため、その理由はどの質疑に対し、産科医療補償制度に加入していない産科医院もあり、掛金の兼ね合いから、トータルで現行の42万円を維持し、調整したいとの答弁がありました。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号、令和3年度氷川町一般会計補正予算第6号については、歳出について、民生費、竜北福祉センター費の43万4,000円はどこの修繕費かの質疑に対し、研修室2部屋の照明器具をLEDに切替えたいと答弁。

衛生費、保健衛生費、予防費の番号制度に関する健康管理システム改修費用業務委託料は、当初予算の3倍以上の額が補正に組まれたが、報道されているマイナンバーカードが保険証代わりになるシステム改修かの質疑に対し、健診結果を国が標準システムとして様式統一をするため、標準フォーマット改修の費用のほか、244万円は、マイナンバーカードと関連し、健診結果と連携を持たせるシステム改修である。八代市では既に幾つかの医院で導入されているが、各医院で健診データと保険者と連携させる、かぎ付けひも付けたデータであり、今後ふえていくものと思われるとの答弁がありました。

次に、農林水産業費、農業委員会費の36万8,000円の機構集積協力金事業費補助金は、残り3カ月で執行できるのかの質疑に対し、バンク登録後、リタイアした3名に10アール当たり1万5,000円の交付であり、245アールの面積に応じた額である。

なお、本会議で委員会説明要求のあった他の補助金の執行状況については、昨年同様、今年度もこれまで執行されていないが、予算措置をしていないと対応出来ないため、例年最低額を当初予算に計上しているとの答弁がありました。

更に、農業振興費の負担金補助及び交付金、氷川町農業元気づくり支援事業補助金200万円については、150戸のいちご農家に対し、20戸対象で対応できるのかの質疑に対し、パイプラインも含め、用水から引水使用しているのは23戸である。今後は地下水からのイチゴ農家も対象としたい。また、露地野菜も補助対象としたいとの答弁がありました。

商工費、商工振興費の新型コロナウイルス感染症対策商工業事業継続応援金の940万円の減額補正は、当初予算額1,500万から40パーセントの執行となるが、事業終了かの質疑に対し、今年度の売り上げが、昨年もしくは一昨年と比較し、売り上げが落ちた事業者に10万円の支給を12月分まで、1月14日の申請締切りとし、11月末で36事業者に支給した。申請期限が残り1月となり、今後の申

請見込み分を残し、減額するものと答弁。

当初予算では150件の措置だったから、それだけ新型コロナウイルスのダメージが少なかったということかの質疑に対し、昨年度はひと月の売り上げが30パーセント以上減少した事業所としたが、今年度は、連続した2カ月の平均が30パーセント以上の条件としたため、対象事業所が少なかったとの答弁がありました。

土木費、道路新設改良費の立木補償費249万円の積算はどういう根拠かの質疑に対しては、庭木や柑橘類の単価は九州地方用地対策連絡協議会の基準単価を従来から使用している、その基準単価で積算した額であると答弁。更に、住宅管理費の80万円の修繕料は、どういった内容かの質疑に対しては、町営住宅退去に伴う補修であると、また、家賃の額と比較し、修繕費の回収を考慮すると費用額がかかり過ぎるのではないかと質疑に対しては、従来どおりでなく、今後からは修繕のやり方を考えていきたいとの答弁がありました。

第2表債務負担行為補正について、当初予算の段階で、3年間とわかっているのになぜ今回の補正追加なのかの質疑に対しては、これまでもこの12月補正としていと答弁いたしました。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第41号、令和3年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算第2号と、議案第42号、令和3年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号については、質疑及び意見はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第43号、指定管理者の指定について、宮原浄化センターは、現地において現在の指定管理者である九州テクニカル浄化槽管理センター業務委託共同企業体の責任者から、説明を受けました。1日2,400立米流入する汚水処理を行うため、水質検査を初め、8個の回転円板や4か所の乾燥槽など、大鞆川流出に至るまでの周辺施設の状況のほか、管理棟内の各部屋、1階の技術員室、また、トイレの清掃具合も見たところ、どの施設、管理棟内も清潔に管理が行き届き、業務の管理体制が整っている状況にありました。

委員会では、公募によらない選定方法としたことから、指定管理者選定委員会を開催したかどうかの質疑に対しては、開催をした、一社からは通常どおりの提案書を提出いただき、7人の委員全員が適正であると判断したと答弁いたしました。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上であります。

各議員におかれましては、当委員会の決定にご賛同いただきますようお願い申し上げます。産業建設厚生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（米村 洋君） 以上で、各常任委員長の報告を終わりました。

これから、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

-----○-----

日程第2 承認第6号 専決処分の報告及び承認について

○議長（米村 洋君） 日程第2、承認第6号、専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第6号を採決します。本案に対する委員長の報告は承認です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、承認第6号は、委員長報告のとおり承認されました。

-----○-----

日程第3 議案第37号 氷川町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

○議長（米村 洋君） 日程第3、議案第37号、氷川町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第37号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第38号 氷川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（米村 洋君） 日程第4、議案第38号、氷川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第39号 氷川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（米村 洋君） 日程第5、議案第39号、氷川町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第39号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって議案第39号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第40号 令和3年度氷川町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（米村 洋君） 日程第6、議案第40号、令和3年度氷川町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第40号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第41号 令和3年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（米村 洋君） 日程第7、議案第41号、令和3年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

- 議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって議案第41号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第42号 令和3年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

- 議長（米村 洋君） 日程第8、議案第42号、令和3年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

- 議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって議案第42号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第43号 指定管理者の指定について

- 議長（米村 洋君） 日程第9、議案第43号、指定管理者の指定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

- 議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって議案第43号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 発議第5号 氷川町鳥獣駆除調査特別委員会の設置に関する決議

- 議長（米村 洋君） 日程第10、発議第5号、氷川町鳥獣駆除調査特別委員会の設置に関する決議を議題とします。提出者の説明を求めます。木下厚君。

- 3番（木下 厚君） 氷川町鳥獣駆除調査特別委員会の設置に関する決議。

上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

発議第5号について説明します。発議第5号、氷川町鳥獣駆除調査特別委員会の設置に関する決議を、松田達之議員の賛成を得まして、別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

氷川町鳥獣駆除調査特別委員会の設置に関する決議。本議会に下記のとおり、特別委員会を設置するものとする。

1. 名称、氷川町鳥獣駆除調査特別委員会
 2. 設置の根拠、氷川町議会委員会条例第6条
 3. 目的、氷川町における鳥獣による被害状況と、鳥獣駆除の現状を調査し、今後の鳥獣被害対策に反映させるため
 4. 委員定数、議長を除く11名とする
 5. 調査期間は、調査が終了するまで議会閉会中も継続調査とする
- 以上の決議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（米村 洋君） これから質疑を行います。発議第5号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第5号を採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって発議第5号は、原案のとおり可決されました。

ご連絡します。委員会条例第9条第1項の規定によって、氷川町鳥獣駆除調査特別委員会の委員会を開いて、正副委員長の互選をお願いします。

しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時27分

再開 午前10時31分

-----○-----

○議長（米村 洋君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

氷川町鳥獣駆除調査特別委員会の正副委員長が互選されましたので報告します。委員長、木下厚君。副委員長、清田一敏君。報告を終わります。

-----○-----

日程第11 選挙管理委員の選挙について

○議長（米村 洋君） 日程第11、選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって、指名の方法は議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員に、田口英輔さん、永田俊雄さん、宮村惇さん、尾田精一さんを指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました田口英輔さん、永田俊雄さん、宮村惇さん、尾田精一さんを選挙管理委員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました田口英輔さん、永田俊雄さん、宮村惇さん、尾田精一さんが選挙管理委員に当選されました。

-----○-----

日程第12 選挙管理委員補充員の選挙について

○議長（米村 洋君） 日程第12、選挙管理委員補助員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって指名の方法は議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員補充員に、中村健一さん、水野浩さん、片岡紀代美さん、吉田稔さんを指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました、中村健一さん、水野浩さん、片岡紀代美さん、吉田稔さんを選挙管理委員補助員の当選人とすることにご異議ありませんか。

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました、中村健一さん、水野浩さん、片岡紀代美さん、吉田稔さんが選挙管理委員補充員に当選されました。

-----○-----

日程第 1 3 議員派遣の件

- 議長（米村 洋君） 日程第 1 3、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣については、お手元に配付のとおり、派遣することにしたと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって議員派遣の件は、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第 1 4 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

- 議長（米村 洋君） 日程第 1 4、総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

総務文教常任委員長から、会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配りました調査活動に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第 1 5 産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

- 議長（米村 洋君） 日程第 1 5、産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

産業建設厚生常任委員長から、会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配りました調査活動に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第16 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（米村 洋君） 日程第16、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

町長から閉会に当たって挨拶の申出があります。

町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 閉会にあたりまして、一言御礼を申し上げたいというふうに思います。

本定例会に提案をいたしました議案につきましては、慎重にご審議を賜り、全議案につきまして、可決、承認をいただき、誠にありがとうございました。

一昨日、12月12日、八代天草シーライン建設推進大会が上天草市で開催をされました。私も参加をさせていただきました。知事自らが、推進協議会の会長ということで、今後、長年の懸案でありました、このシーライン、やっと動き出したのかなという気がいたします。皆さん方も、オンラインでその視聴をいただきました。どうぞ、それぞれの八代市、上天草市には議連の期成会がございます。どうぞ、その行動を皆さん方も、ともにしていただくような、いわゆる議員全体の期成会というのも県内全体で盛り上げていければなというふうに思っておりますので、ぜひご検討いただきたいというふうに思います。

また委員会の中でもご質問がございました。新型コロナの子育て支援、10万円の支給方法等につきましては、5万円の現金支給は12月に行います。残りの5万円分をどうするかということにつきましては今国会でも議論をされているところでありまして、国の動向をしっかりと見極めた上で、氷川町としての方針を決めていきたいというふうに思っております。

また、ただいま、鳥獣駆除調査特別委員会が設置をされました。鳥獣被害につきましては、今まさに懸案の事項でございまして、どうぞ担当課も含めて一緒に調査研究あるいは対策をご検討いただければなというふうに思っております。

また、各常任委員会の継続調査の今申出も承認をされたところでありまして、それぞれの常任委員会の活発な活動に期待をいたしたいというふうに思っております。

す。

あと2週間余りで、年を迎える、終えるわけでございますけども、本定例会でいただきましたご意見、ご提案につきましては、しっかりと受け止めてさせていただきたいというふうに思っておりますし、取り組めるものにつきましては、ぜひ取り組む方向で進めていきたいなというふうに思っております。

所信表明で述べましたとおり、新型コロナウイルス感染症ですね。この克服が、最大の今、懸案事項でございます。そのためにはやはり、これまで以上に更にこの生活、皆さん方ですね、自粛というのを、経済の浮揚もありますけれども、それと相まってやはり命を守ることが大切というふうに思っております。今後もご注意いただきますように促しをしていきたいというふうに思っております。

また、財政状況につきましては、厳しい状況にあるというふうに私たちも認識をいたしております。そういった中で、やるべき事業は進めていかなければなりません。優先順位をつけて、そして必要な事業につきましては、皆さん方ご了解いただきまして進めていきたいというふうに思っておりますし、何といたしましても、町民の皆さん方の命と暮らしを守ることが1番でございます。

そのための施策は、やはり最優先で行っていかねばならないというふうに思っております。そのことはやはり、全ての事業が、このいのちと暮らしを守ることにつながるわけでございますので、これからはしっかりとまたご支援をいただければなというふうに思っております。

そして何といたしましても、氷川町が氷川町であり続けるため、持続可能な町をつくり上げていかなければなりません。その基礎をしっかりと、この時期に固めておかなければならないというふうに思っておりますし、他の自治体と連携できるところは、しっかりと連携を図って、効率的な行政運営に努めていきたいというふうに思っておりますので、今後とも、皆さま方のさらなるご支援をいただきたいというふうに思っております。

なお、気候不順の折から、どうぞご自愛の上、それぞれご活躍をされますことをご祈念申し上げまして、御礼の言葉といたします。

○議長（米村 洋君） 会議を閉じます。

令和3年、第6回氷川町議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午前10時41分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 4年 3月 8日 氷川町議会議員 米 村 洋

令和 4年 3月 8日 氷川町議会議員 木 下 厚

令和 4年 3月 8日 氷川町議会議員 清 田 一 敏